

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラスト

アルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド

豪ドル受益証券／ユーロ受益証券／円受益証券／米ドル受益証券

ケイマン籍契約型公募外国株式投資信託(追加型)

運用報告書 (全体版)

作成対象期間
第3期

(2023年 1 月 1 日)
{
(2023年12月31日)

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラスト - アルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド(以下「ファンド」または「サブ・ファンド」といいます。)は、このたび、第3期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

◆管理会社

シティグループ・ファースト・
インベストメント・マネジメント・リミテッド

◆代行協会員

シティグループ証券株式会社

目 次

	頁
I. 運用の経過等	1
II. 直近10期の運用実績	7
III. ファンドの経理状況	13
IV. お知らせ	53

(注1) 豪ドル、ユーロおよび米ドルの円貨換算は、2024年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル=102.96円、1ユーロ=168.12円および1米ドル=156.90円）によります。以下同じです。

(注2) サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されていますが、受益証券は豪ドル建て、ユーロ建て、円建て、および米ドル建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り、それぞれ豪ドル、ユーロ、円または米ドルをもって行います。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合、四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(注4) 本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ともいいます。）とは、1月1日に始まり12月31日に終了する1年をいいます。ただし、第1会計年度は、2021年1月29日から2021年12月31日までの期間をいいます。サブ・ファンドの運用開始日は、2021年1月29日です。

サブ・ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

ファンド形態	ケイマン籍契約型公募外国株式投資信託（追加型）	
信託期間	「繰上償還」の項に定める規定に従い、または有価証券届出書に記載されるその他の状況において、早期に終了する場合を除き、サブ・ファンドは償還日または受託会社および管理会社が決定するその他の日に終了する予定です。償還日とは、2157年10月21日または管理会社および受託会社が合意したこれよりも早い日をいいます。管理会社は、管理会社が(i)ボルカー・ルールに従いサブ・ファンドの運用を継続すること、または(ii)サブ・ファンドの投資目的を達成することのいずれかが合理的に実現不可能であり、もしくは実現不可能となる見込みであるとして、管理会社はその単独の裁量により決定する場合（アルジェブリス・ファイナンシャル・クレジット・ファンド（以下「投資先ファンド」といいます。）へのエクスポージャーの獲得が不可能となったと管理会社が決定する状況を含みます（ただし、これらに限られません。）。）、受益者にその旨の通知を行うことにより、サブ・ファンドを終了させることができます。	
繰上償還	サブ・ファンドは、以下のいずれかの事項が最初に発生した場合に終了します。 (a) サブ・ファンドが違法となるか、または受託会社もしくは管理会社の意見において、サブ・ファンドを継続させることが実行不能であり、経済的ではなく、得策ではなくもしくはサブ・ファンドの受益者の利益に反する場合 (b) 前記「信託期間」の項に規定される日付または条件に該当する場合 (c) 任意または強制的買戻しのいずれかを問わずサブ・ファンドのすべての発行済受益証券が買い戻されている場合 (d) サブ・ファンドの受益者がサブ・ファンド決議により決定した場合 (e) 信託証書の日付より開始しその149年後に満了する期間の最終日である場合	
運用方針	サブ・ファンドは、投資適格または投資不適格の格付けの優先株式およびハイブリッド資本商品を含む、世界中の金融セクターの非劣後債務証券または劣後債務証券に間接的に投資することで、緩やかな元本の成長を提供することを投資目的とします。	
主要投資対象	サブ・ファンド	アルジェブリス・ファイナンシャル・クレジット・ファンドのクラス I 豪ドル投資証券、クラス I ユーロ投資証券、クラス I 円投資証券、クラス I 米ドル投資証券を主な投資対象とします。
	アルジェブリス・ファイナンシャル・クレジット・ファンド	投資目的を達成するため、投資先ファンドの資産は、世界中の金融セクター、主に固定および変動金利証券（例えば、ムーディーズ、スタンダード&プアーズ、フィッチまたはその他の格付機関が格付した投資適格、投資不適格または無格付の社債）、偶発転換社債、ハイブリッド証券（債券および株式の性質の両方を併せ持つ証券）、Tier 1 ならびにUpperおよびLower Tier 2 証券（銀行資本の形態）、トラスト型優先証券（一種のハイブリッド証券）、優先株式、転換証券（例えば、転換社債または転換優先株式）、その他の劣後債ならびに上場投資証券（「ETN」）、上場投資信託（「ETF」）および預金に投資されます。
サブ・ファンドの運用方法	サブ・ファンドは、投資先ファンドに対して、サブ・ファンドの実質的にすべての資産を投資することにより、投資目的の達成を目指します。したがって、サブ・ファンドは、投資先ファンドのフィーダー・ファンドとして機能するため、その資産の実質的にすべてが投資先ファンドに投資されます。	

<p>主な投資制限</p>	<p>管理会社は、サブ・ファンドの計算において、サブ・ファンドの総資産の50パーセント超を金融商品取引法に定義される「有価証券」（社債、国債、コマーシャル・ペーパー、証券投資信託の受益証券およびミューチュアル・ファンドの投資証券など）（有価証券とみなされる金融商品取引法第2条第2項各号に掲げる権利を除きます。）および当該有価証券に関連するデリバティブに対して投資します。</p> <p>管理会社は、サブ・ファンドに関して以下に掲げることを行いません。</p> <p>(a) 取得の結果として管理会社が運用するすべての集団投資信託が保有する投資会社ではないいずれかの会社の議決権付株式の総数が当該会社の全発行済議決権付株式の50パーセントを超える場合において、当該会社の株式を取得すること。</p> <p>(b) サブ・ファンドによって保有される上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象の価額の合計が、当該投資対象の取得の結果、当該取得の直後に直近の純資産価額の15パーセントを超えることとなる場合において、上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象を取得すること（ただし、かかる制限は、当該投資の評価方法が英文目論見書もしくはサブ・ファンドの補遺において明確に開示されている場合および当該投資対象の価格の透明性を確保する適切な方法が取られている場合は、当該投資対象の取得を妨げないものとします。）。</p> <p>(c) 自己取引を行い、または本人としての管理会社の取締役と取引を行うこと。</p> <p>(d) 管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る目的での取引を含む（ただし、これらに限られません。）受益者の利益を害し、またはサブ・ファンドの資産の適切な運用に反する取引を行うこと。</p> <p>(e) 空売りの結果、サブ・ファンドの計算において空売りされる有価証券の市場価額の総額が当該空売りの直後に純資産価額を超える場合において、空売りをを行うこと。</p> <p>(f) 後記「借入れ方針」の項に記載の借入制限に従わずに、借入れを行うこと。</p> <p>(g) 信用リスク（サブ・ファンドの計算において保有される有価証券または他の資産について取引の相手方の債務不履行の結果により、もしくはこれに関係して、またはその他の理由により発生し得るリスクをいいます。）を適切かつ適正に管理および統制する方法としてあらかじめ管理会社によって定められた合理的な方法に反し、またはこれに違反する取引を行うこと。</p> <p>(h) 日本証券業協会の規則の意味におけるデリバティブ取引等を行うこと。</p> <p>前記投資制限(g)の目的において、サブ・ファンドは、投資先ファンドのフィーダー・ファンドを務めるため、実質的に受益証券の販売による手取金のすべてが投資先ファンドに投資され、ならびに投資先ファンドは、UCITSに係る欧州連合の適用ある指令および規則に準拠した信用リスク管理手続を適用しています。UCITSに対して適用ある欧州連合の指令および規則において規定されるリスク管理手法に従い、投資先ファンドの信用リスクが管理されており、かつ、管理される予定であり、かかるリスク管理手法は、管理会社によって、適切かつ適正な方法とみなされます。</p> <p>管理会社は、上記の投資制限に関係する適用ある制定法または規則が修正されまたはその他新たなものとなり、管理会社の意見において投資制限が適用ある法律および規則に違反することなく修正できる場合、受託会社と協議の上、受益者の同意を得ることなく、上記の投資制限のいずれについても、追加、修正または削除（該当する方）を行う権限を有するものとします（ただし、当該修正または削除について受益者に対し21日目の事前の通知を行うものとします。）。</p> <p><u>借入れ方針</u></p> <p>管理会社は、借入残高の総額が純資産価額の10パーセントを超える結果とはならないことを条件として、サブ・ファンドの計算において金銭を借り入れることができます。ただし、合併等の特別緊急事態により、一時的にかかる10パーセントを超える場合はこの限りではありません。</p>
<p>分配方針</p>	<p>サブ・ファンドは、受益者に対して、分配を行う予定はありません。</p>

I. 運用の経過等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

■ 1口当たり純資産価格等の推移について

豪ドル受益証券



第2期末の1口当たり純資産価格：

9.126豪ドル

第3期末の1口当たり純資産価格：

10.049豪ドル
(分配金額：該当事項はありません。)

騰落率：

10.11%

ユーロ受益証券



第2期末の1口当たり純資産価格：

8.990ユーロ

第3期末の1口当たり純資産価格：

9.832ユーロ
(分配金額：該当事項はありません。)

騰落率：

9.37%

円受益証券



第2期末の1口当たり純資産価格：

903円

第3期末の1口当たり純資産価格：

957円
(分配金額：該当事項はありません。)

騰落率：

5.98%

米ドル受益証券



第2期末の1口当たり純資産価格：	
	9.216米ドル
第3期末の1口当たり純資産価格：	
	10.253米ドル (分配金額：該当事項はありません。)
騰落率：	
	11.25%

- (注1) 騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。なお、ファンドに分配金の支払実績はありません。
- (注2) 各会計年度末の純資産価額および1口当たり純資産価格の財務書類（ファンドの経理状況）記載の数値との差異は、一定の調整の結果生じています。以下同じです。
- (注3) サブ・ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。
- (注4) サブ・ファンドにベンチマークは設定されていません。

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

アルジェブリス・ファイナンシャル・クレジット・ファンドは、2023年12月31日に終了した年度にプラスのリターンを収め、欧州のAT1債が資本構成の中で最もプラスに寄与しました。これは、3月に金融市場監督機構（FINMA）がクレディスイスに銀行全体をUBSに対して30億米ドル相当の株式で売却させたにもかかわらずです。株主が将来の株価上昇から恩恵を受けたのに対し、AT1債の保有者に対しては一切補償を行わないという決定により、当該資産クラスは大きな不透明感に見舞われました。それにもかかわらず、AT1債のパフォーマンスは2023年下期に安定感を回復してプラスに転じ、平均スプレッドが最高で505ベースポイントと、2023年の年初の水準から60ベースポイント縮小した水準で当期末を迎えました。当期のパフォーマンスに最も貢献したのはインターザ・サンパオロ、ユニクレディトおよびドイツ銀行で、パフォーマンスを低下させた主な銘柄はファースト・ホライゾン・バンクおよびジュリアス・ベアでした。

2023年12月31日に終了した会計年度において、サブ・ファンドの豪ドル受益証券リターンは10.11%、ユーロ受益証券リターンは9.37%、円受益証券リターンは5.98%、米ドル受益証券リターンは11.25%でした。

■ 分配金について

該当事項はありません。

■ 投資環境について

2023年年初は、金融およびコーポレート双方で新発債の発行が相次いだことから好調でした。欧州のプライマリー市場における1月の起債額が1,020億ユーロ強と、2022年1月および2月の合計総額を上回りました。年初は例年のないほど好調でしたが、続く2月は反落しました。新たに発表された経済指標を背景に、インフレの高止まりにより各中央銀行が利上げを継続するとの懸念が再燃したためです。

2023年3月終了四半期においては、各中央銀行による急速なペースの利上げに伴うリスクが顕在化したことに伴い、金融情勢が世界的に非常に厳しい中で期末を迎えました。きっかけはシリコンバレーバンク（SVB）の経営破綻でした。SVBは210億米ドルの有価証券（主に米国国債）の売却により20億米ドルの損失を計上し、その穴埋めのための新株予約権の発行が頓挫し、巨額の預金流出に見舞われました。これを受けて、数年前の規制変更を一因に米国のリージョナル・バンクのセクター全体の弱さが露呈しました。

欧州では、クレディ・スイスが流動性問題に苦しんだ末にUBSに買収されました。買収の一環として、160億米ドルのAT1債の評価額がすべてゼロになりました。4月に入ると、欧州の金融債券市場と株式市場の双方が落ち着きを取り戻しました。2023年第1四半期の決算発表では、欧州の銀行の業績が事前予想を上回り、リターンの大幅な上昇と健全なバランスシートが確認されたことから不安が後退しました。明確なプラス要因としては、一連の預金流出額が2%未満と、管理可能な水準であったことが挙げられます。

5月はイベントが相次ぎ、米国における重要な動きが注目されました。米国のリージョナル・バンクをめぐる懸念が再燃し、JPモルガンがファースト・リパブリック・バンクを買収し、続いて米国の別のリージョナル・バンクであるパックウエストが資産を売却しました。これらの双方の事態が米国金融業界への信頼感を高めました。

6月は、ヘッドラインインフレ率が低下基調となる中で、各中央銀行がコアインフレ率の高止まりを重視し、主要国で追加利上げが行われました。欧州中央銀行（ECB）の25ベースポイントからイギリスの50ベースポイントの範囲に及びましたが、主要国では米連邦準備制度理事会（FRB）のみが、米国経済の持続的な回復を示唆する中で経済指標を再評価し、予想に反して利上げを停止しました。6月のAT1債は、高利回りの優良資産に対する投資家の需要が3月の底値からさらに回復したことを追い風に平均で約1pt上昇し、シニア債と劣後債のスプレッドがそれぞれ20ベースポイントと25ベースポイント縮小しました。

8月は、金利の高止まりの長期化を巡る議論が話題の中心となる中で、米国国債の長期債が売られ、

利回りが年初来の高値を更新しました。このような動きの原動力となった特定の要因をひとつ指摘することは難しいですが、フィッチが米国国債の信用格付をAAAからAA+に引き下げたことは注目を集めました。

9月には米国と欧州の各中央銀行が引締姿勢を崩さず、金融資産全体でセンチメントが悪化しました。9月のAT1債の借換えが増加し、最長6か月の早期応札という斬新な手法を採用した企業が既存の保有者に歓迎され、承諾率が約65%でした。

10月にはイスラエルとハマス間で戦闘が始まったことが注目され、S&P500種株価指数が3か月連続で下落しリターンが-2.1%、欧州株と新興市場株式もそれぞれ-3.6%、-3.9%下落しました。一方、クレジット市場のパフォーマンスは中央銀行とマクロ環境に再び左右され、強弱交錯でした。

11月には、FRBが3会合連続で金利の据え置きを決定したことやインフレ率の低下、その他の経済指標を受けて、リスク選好度が月次ベースで最も高くなりました。クレジット市場は好調で、各指数のパフォーマンスが他の大半のリスク資産クラスを概ね上回り、スプレッドが20%縮小し、イールドカーブが10~15ベースポイント程度逆転しました。

12月には、マクロ経済指標からインフレ圧力の低下が確認され、金融引締め継続的な必要性に対する各中央銀行の発言が弱まったことから、リスク選好度が多数の資産で上昇しました。

12月に入っても信用格付の引き上げが続き、ドイツ銀行のTier2債がすべての格付機関から投資適格格付を付与されたことは、特に注目を集めました。また、規模が小さい欧州の他の金融機関でも、信用格付が引き上げられました。第3四半期の決算において、アセット・クオリティ、自己資本の拡充、流動性/市場アクセスという点からファンダメンタルズ要因が引き続き堅固であることが確認されたためです。AT1債において、発行体が妥当な水準で借換えを行うことができたことで複数の証券が繰上償還されたことは重要で、来期もこのトレンドが続く見通しです。

■ポートフォリオについて

●サブ・ファンド

サブ・ファンドは、投資適格または投資不適格の格付けの優先株式およびハイブリッド資本商品を含む、世界中の金融セクターの非劣後債務証券または劣後債務証券に間接的に投資することで、緩やかな元本の成長を提供することを投資目的とします。当期中サブ・ファンドは、アルジェブリス・ファイナンシャル・クレジット・ファンド（「投資先ファンド」）に対して、サブ・ファンドの実質的にすべての資産を投資することにより、投資目的の達成を追求しました。

●アルジェブリス・ファイナンシャル・クレジット・ファンド

投資先ファンドは、2023年12月31日に終了した年度にプラスのリターンを収め、欧州のAT1債が資本構成の中で最もプラスに寄与しました。これは、3月に金融市場監督機構（FINMA）がクレディスイスに銀行全体をUBSに対して30億米ドル相当の株式で売却させたにもかかわらずです。株主が将来の株価上昇から恩恵を受けたのに対し、AT1債の所有者に対しては一切補償を行わないという決定により、当該資産クラスは大きな不透明感に見舞われました。それにもかかわらず、AT1債のパフォーマンスは2023年下期に安定感を回復してプラスに転じ、平均スプレッドが最高で505ベースポイントと、2023年の年初の水準から60ベースポイント縮小した水準で当期末を迎えました。当期のパフォーマンスに最も貢献したのはインターザ・サンパオロ、ユニクレディトおよびドイツ銀行で、パフォーマンスを低下させた主な銘柄はファースト・ホライズン・バンクおよびジュリアス・ベアでした。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「Ⅲ. ファンドの経理状況 (3) 投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

●サブ・ファンド

サブ・ファンドは、今後も引き続き投資適格または投資不適格の優先株式およびハイブリッド資本商品を含む、世界中の金融セクターの非劣後債務証券または劣後債務証券に間接的に投資することで、緩やかな元本の成長を目指す戦略を駆使します。サブ・ファンドは、投資先ファンドに対して、サブ・ファンドの実質的にすべての資産を投資することにより、この投資目的の達成を目指します。

●アルジェブリス・ファイナンシャル・クレジット・ファンド

2024年の見通しですが、投資先ファンドは、今後も引き続き高水準の金利収入を提供し、安定したキャピタル・ゲインを生み出すことを目指します。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要	
受託会社の報酬	年間15,000米ドルの最低報酬の対象となり、四半期毎に後払いで支払われる、純資産価額に対する年率0.01パーセントの報酬	サブ・ファンドの受託業務およびこれに付随する業務への対価
管理会社の報酬	純資産価額に対する年率0.12パーセントの報酬（毎月後払い）	サブ・ファンド資産の運用管理、ファンド証券の発行、買戻し業務への対価
管理事務代行会社の報酬	純資産価額に対する年率0.06パーセントの報酬（毎月後払い）	サブ・ファンド資産の管理事務代行業務への対価
		サブ・ファンド資産の保管業務への対価
代行協会の報酬	純資産価額に対する年率0.01パーセントを上限とする報酬（毎月後払い）	目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表、運用報告書等の文書の販売会社への送付等の業務への対価
販売会社の報酬	販売会社が登録受益者となっている各受益証券に関する受益証券1口当たり純資産価格に対する年率0.80パーセントを上限とする報酬（毎月後払い）	日本におけるファンドの受益証券の販売業務、購入・買戻しの取次ぎ業務、運用報告書の交付等購入後の情報提供業務、およびこれらに付随する業務への対価
その他の費用・手数料（当期）	0.29%	弁護士費用、監査報酬、財務書類作成費用、規制費用（AML報酬）、銀行手数料、その他の費用

(注1) 各報酬については、目論見書に定められている料率および金額を記しています。「その他の費用・手数料（当期）」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用・手数料の金額をサブ・ファンドの当期末の純資産価額（いずれも財務書類記載の数値）で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

(注2) 各項目の費用は、サブ・ファンドが組み入れている投資先ファンドの費用を含みません。

Ⅱ. 直近10期の運用実績

(1) 純資産の推移

下記会計年度末および第3会計年度中における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

豪ドル受益証券

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	(豪ドル)	(千円)	(豪ドル)	(円)
第1会計年度末 (2021年12月末日)	12,987,382.48	1,337,181	10.125	1,042
第2会計年度末 (2022年12月末日)	3,400,366.96	350,102	9.126	940
第3会計年度末 (2023年12月末日)	2,999,259.67	308,804	10.049	1,035
2023年1月末日	3,522,852.67	362,713	9.519	980
2月末日	3,469,773.12	357,248	9.375	965
3月末日	3,120,941.24	321,332	8.433	868
4月末日	3,282,835.04	338,001	8.870	913
5月末日	3,175,304.23	326,929	9.025	929
6月末日	3,203,255.13	329,807	9.112	938
7月末日	3,302,065.98	339,981	9.385	966
8月末日	3,278,165.39	337,520	9.317	959
9月末日	3,169,411.39	326,323	9.290	956
10月末日	3,044,387.85	313,450	9.185	946
11月末日	2,982,991.51	307,129	9.608	989
12月末日	2,999,259.67	308,804	10.049	1,035

(注) 各会計年度末、2023年6月末日および2023年12月末日の純資産価額および1口当たり純資産価格の財務書類
(ファンドの経理状況)記載の数値との差異は、一定の調整の結果生じています。以下同じです。

ユーロ受益証券

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(円)
第1会計年度末 (2021年12月末日)	2,969,393.61	499,214	10.097	1,698
第2会計年度末 (2022年12月末日)	2,365,026.43	397,608	8.990	1,511
第3会計年度末 (2023年12月末日)	2,402,278.67	403,871	9.832	1,653
2023年1月末日	2,501,886.02	420,617	9.367	1,575
2月末日	2,462,135.41	413,934	9.218	1,550
3月末日	2,190,096.88	368,199	8.283	1,393
4月末日	2,293,759.45	385,627	8.710	1,464
5月末日	2,336,713.62	392,848	8.848	1,488
6月末日	2,253,159.12	378,801	8.928	1,501
7月末日	2,319,758.74	389,998	9.191	1,545
8月末日	2,341,378.88	393,633	9.117	1,533
9月末日	2,326,147.19	391,072	9.088	1,528
10月末日	2,295,064.57	385,846	8.984	1,510
11月末日	2,312,812.02	388,830	9.388	1,578
12月末日	2,402,278.67	403,871	9.832	1,653

円受益証券

	純資産価額 (円)	1口当たり純資産価格 (円)
第1会計年度末 (2021年12月末日)	1,443,693,109	1,015
第2会計年度末 (2022年12月末日)	1,019,307,164	903
第3会計年度末 (2023年12月末日)	932,367,483	957
2023年1月末日	1,060,439,059	939
2月末日	1,022,575,721	922
3月末日	916,150,903	828
4月末日	978,710,311	868
5月末日	991,269,204	879
6月末日	976,594,868	885
7月末日	975,972,122	909
8月末日	932,093,450	900
9月末日	916,952,425	894
10月末日	894,229,157	880
11月末日	912,467,550	918
12月末日	932,367,483	957

米ドル受益証券

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(円)
第1会計年度末 (2021年12月末日)	45,887,505.25	7,199,750	10.146	1,592
第2会計年度末 (2022年12月末日)	21,064,608.96	3,305,037	9.216	1,446
第3会計年度末 (2023年12月末日)	18,118,715.20	2,842,826	10.253	1,609
2023年1月末日	19,986,893.38	3,135,944	9.628	1,511
2月末日	20,543,065.54	3,223,207	9.491	1,489
3月末日	17,807,374.25	2,793,977	8.545	1,341
4月末日	18,578,260.33	2,914,929	9.001	1,412
5月末日	18,837,066.61	2,955,536	9.158	1,437
6月末日	18,598,124.05	2,918,046	9.258	1,453
7月末日	18,928,635.43	2,969,903	9.548	1,498
8月末日	18,544,771.97	2,909,675	9.492	1,489
9月末日	17,716,072.18	2,779,652	9.464	1,485
10月末日	16,843,108.86	2,642,684	9.372	1,470
11月末日	17,409,883.94	2,731,611	9.815	1,540
12月末日	18,118,715.20	2,842,826	10.253	1,609

(2) 分配の推移

該当事項はありません。

(3) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

豪ドル受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	1,721,573.083 (1,721,573.083)	438,746.279 (438,746.279)	1,282,826.804 (1,282,826.804)
第2会計年度	2,513.674 (2,513.674)	912,699.048 (912,699.048)	372,641.430 (372,641.430)
第3会計年度	329.236 (329.236)	74,493.902 (74,493.902)	298,476.764 (298,476.764)

ユーロ受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	319,269.604 (319,269.604)	25,203.722 (25,203.722)	294,065.882 (294,065.882)
第2会計年度	7,720.652 (7,720.652)	38,704.275 (38,704.275)	263,082.259 (263,082.259)
第3会計年度	15,103.946 (15,103.946)	33,865.649 (33,865.649)	244,320.556 (244,320.556)

円受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	1,627,107.574 (1,627,107.574)	204,931.330 (204,931.330)	1,422,176.244 (1,422,176.244)
第2会計年度	147,170.657 (147,170.657)	440,171.370 (440,171.370)	1,129,175.531 (1,129,175.531)
第3会計年度	33,282.534 (33,282.534)	188,374.266 (188,374.266)	974,083.799 (974,083.799)

米ドル受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	6,020,627.833 (6,020,627.833)	1,497,981.044 (1,497,981.044)	4,522,646.789 (4,522,646.789)
第2会計年度	36,329.209 (36,329.209)	2,473,196.340 (2,473,196.340)	2,085,779.658 (2,085,779.658)
第3会計年度	104,567.490 (104,567.490)	423,126.581 (423,126.581)	1,767,220.567 (1,767,220.567)

(注1) ()内の数字は、本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数を表します。

(注2) 第1会計年度の販売口数は、当初申込期間(2021年1月4日から2021年1月27日まで)中の販売口数を含みます。

(注3) 本「(3)販売及び買戻しの実績」の数値は、財務書類と基準時点や端数処理方法が異なることがあるため、財務書類の数値とは一致していないことがあります(「Ⅲ. ファンドの経理状況、財務諸表」の財務諸表に対する注記11参照。)

Ⅲ. ファンドの経理状況

財務諸表

- a. ファンドの直近会計年度の日本語の財務書類は、香港における諸法令および一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジーエルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、豪ドル、ユーロ、日本円または米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について、2024年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル=102.96円、1ユーロ=168.12円、1米ドル=156.90円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総額と一致しない場合がある。
- d. ファンドの年次財務書類は、原文（英語版）のみが監査され、監査報告書が参照しているのは原文（英語版）のみである。年次財務書類および監査報告書がその他の言語に翻訳される場合、ファンドの受託会社および管理会社が年次財務書類および監査報告書の訳文の正確性に責任を負う。翻訳された年次財務書類および監査報告書には、ケーピーエムジーのブランドは含まれず、ケーピーエムジーの署名も含まれない。

(訳文)

独立監査人の監査報告書

受託会社御中

監査意見

私どもは、6ページから34ページ（訳注：原文のページ）に記載されたレッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラストのサブ・ファンドであるアルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド(以下「サブ・ファンド」という。)の財務書類、すなわち、2023年12月31日現在の財政状態計算書、同日に終了した会計年度の包括利益計算書、受益者に帰属する純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要性がある会計方針の情報およびその他の説明情報により構成される注記の監査を行った。

私どもは、当該財務書類が、香港公認会計士協会(以下「HKICPA」という。)が発行した香港財務報告基準(以下「HKFRS」という。)に準拠して、サブ・ファンドの2023年12月31日現在の財政状態、ならびに同日に終了した会計年度の経営成績およびキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私どもは、HKICPAが発行した香港監査基準(以下「HKSA」という。)に準拠して監査を行った。本基準のもとでの私どもの責任は、本報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。私どもは、ケイマン諸島における財務書類の監査に関連のある倫理上の要求とともにHKICPAの「職業会計士の倫理規定」（以下「当規定」という。）に基づきサブ・ファンドに対して独立性を保持しており、また、これらの要求および当規定で定められるその他の倫理上の責任を果たした。私どもは、監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

サブ・ファンドは、これらの財務書類および監査報告書を英語から日本語に翻訳することができる。私どもは、当該翻訳に関するいかなる手続も行っていない。財務書類および監査報告書の英語版と日本語版との間に矛盾がある場合は、英語版が優先するものとする。

財務書類および監査報告書以外の情報

サブ・ファンドの管理会社および受託会社は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、年次報告書のうち、財務書類および監査報告書以外のすべての情報である。

私どもの監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私どもは当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類監査における私どもの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私どもが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽表示の兆候があるかどうか留意することにある。私どもは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽表示があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私どもは、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

財務書類に対するサブ・ファンドの管理会社および受託会社の責任

サブ・ファンドの管理会社および受託会社は、HK I C P Aが発行したHK F R Sに準拠して、真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するためにサブ・ファンドの管理会社および受託会社が必要と判断した内部統制を整備および運用する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、サブ・ファンドの管理会社および受託会社は、サブ・ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業的前提に関する事項を開示する責任を有し、また、サブ・ファンドの管理会社および受託会社がサブ・ファンドの清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業的前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

財務書類の監査に対する監査人の責任

私どもの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。本報告書は、合意された契約条件に従い、機関としての受託会社に対してのみ作成されたものであり、他の目的では作成されていない。私どもは、本報告書の内容について、他の何人に対しても責任を負わない。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、HK S Aに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証(guarantee)するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私どもは、HK S Aに準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、または内部統制の無効化が伴うためである。
- 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、サブ・ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- サブ・ファンドの管理会社および受託会社が採用した会計方針およびその適用方法の適切性、ならびにサブ・ファンドの管理会社および受託会社によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を評価する。
- サブ・ファンドの管理会社および受託会社が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、サブ・ファンドの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務書類の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私どもの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、サブ・ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務書類の表示方法が適切であるかどうかを評価すること、関連する注記を含めた全体としての財務書類の表示、構成および内容を検討し、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私どもは、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、および監査の基準で求められているその他の事項について、サブ・ファンドの管理会社および受託会社に対して報告を行っている。

ケーピーエムジーエルエルピー

2024年5月30日



KPMG LLP
P.O. Box 493
SIX Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
Cayman Islands
Tel +1 345 949 4800
Fax +1 345 949 7164
Web www.kpmg.com/ky

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of Algebris Financial Hybrid Securities Fund (the "Series Trust"), a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust, set out on pages 6 to 34, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2023, the statement of comprehensive income, the statement of changes in net assets attributable to unitholders and the statement of cash flows for year then ended, and notes, comprising material accounting policy information and other explanatory information.

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at 31 December 2023, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRSs") issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants ("HKICPA").

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing ("HKSA") issued by the HKICPA. Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements* section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with the HKICPA's *Code of Ethics for Professional Accountants* (the "Code") together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Matter

The Series Trust may translate these financial statements and our auditors' report from English to Japanese. We have not been engaged to perform any procedures over the translation. In the event of any inconsistencies between the English and the Japanese versions of the financial statements and our auditors' report, the English version shall prevail.

Information other than the Financial Statements and Auditors' Report Thereon

The Manager and the Trustee of the Series Trust are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the annual report, but does not include the financial statements and our auditors' report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

As of 1 October 2023, KPMG, which was constituted as a general partnership under the laws of the Cayman Islands, converted to a limited liability partnership registered in the Cayman Islands as KPMG LLP.

KPMG LLP, a Cayman Islands limited liability partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document classification: KPMG Confidential



Independent Auditors' Report to the Trustee (continued)

Information other than the Financial Statements and Auditors' Report Thereon (continued)

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated.

If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Manager and the Trustee of the Series Trust for the Financial Statements

The Manager and the Trustee of the Series Trust are responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with HKFRSs issued by the HKICPA and for such internal control as the Manager and the Trustee of the Series Trust determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Manager and the Trustee of the Series Trust are responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Manager and the Trustee of the Series Trust either intend to liquidate the Series Trust or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. This report is made solely to you, as a body, in accordance with our agreed terms of engagement, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with HKSAAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with HKSAAs, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Manager and the Trustee of the Series Trust.



Independent Auditors' Report to the Trustee (continued)

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements (continued)

- Conclude on the appropriateness of the Manager's and the Trustee's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the Manager and the Trustee of the Series Trust regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG LLP

30 May 2024

(1) 貸借対照表

財政状態計算書
2023年12月31日現在
(表示：米ドル)

注	2023年		2022年		
	米ドル	千円	米ドル	千円	
資産					
現金および現金同等物	3, 12	455, 986	71, 544	251, 473	39, 456
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	5	29, 163, 188	4, 575, 704	33, 311, 541	5, 226, 581
その他の未収金		—	—	22, 987	3, 607
取引業者からの未収金	4	—	—	1, 843, 000	289, 167
受益証券販売未収金	6	20, 315	3, 187	—	—
資産合計		29, 639, 489	4, 650, 436	35, 429, 001	5, 558, 810
負債					
未払費用およびその他債務	12, 13	103, 262	16, 202	135, 447	21, 252
受益証券買戻未払金	7	178, 181	27, 957	1, 912, 478	300, 068
負債合計 (受益者に帰属する純資産を除く)		281, 443	44, 158	2, 047, 925	321, 319
受益者に帰属する純資産	11	29, 358, 046	4, 606, 277	33, 381, 076	5, 237, 491
発行済み受益証券口数					
豪ドル受益証券	11(a)	298, 477 口		372, 641 口	
ユーロ受益証券	11(a)	244, 321 口		263, 082 口	
円受益証券	11(a)	974, 084 口		1, 129, 176 口	
米ドル受益証券	11(a)	1, 767, 221 口		2, 085, 780 口	
現地通貨での					
受益証券1口当たり純資産価格					
豪ドル受益証券		10.013 豪ドル	1, 031 円	9.082 豪ドル	935 円
ユーロ受益証券		9.798 ユーロ	1, 647 円	8.947 ユーロ	1, 504 円
円受益証券		954 円	—	898 円	—
米ドル受益証券		10.217 米ドル	1, 603 円	9.168 米ドル	1, 438 円

2024年5月30日に受託会社および管理会社によって発行を承認、許可された。

[署名])
) ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・
) アンド・トラスト・カンパニー (ケイマン) リミテッド
) (以下「受託会社」という。) を代表して
)

[署名])
) シティグループ・ファースト・インベストメント・
) マネジメント・リミテッド (以下「管理会社」とい
) う。) を代表して
)

11ページから34ページ (訳注: 原文のページ) の注記は本財務書類の一部である。

(2) 損益計算書

包括利益計算書

2023年12月31日に終了した会計年度

(表示：米ドル)

	注	2023年12月31日に 終了した会計年度		2022年12月31日に 終了した会計年度	
		米ドル	千円	米ドル	千円
銀行残高からの受取利息	8, 12	12	2	33	5
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産に係る純利益／（損失）	9	2, 755, 836	432, 391	(6, 499, 829)	(1, 019, 823)
正味為替差損		(11, 719)	(1, 839)	(26, 405)	(4, 143)
収益／（損失）合計		2, 744, 129	430, 554	(6, 526, 201)	(1, 023, 961)
管理会社報酬	12	(36, 310)	(5, 697)	(52, 661)	(8, 263)
受託会社報酬	12	(16, 147)	(2, 533)	(15, 956)	(2, 503)
管理事務代行会社報酬	12	(31, 430)	(4, 931)	(43, 587)	(6, 839)
販売会社報酬	13	(242, 064)	(37, 980)	(351, 076)	(55, 084)
代行協会員報酬	12	(3, 026)	(475)	(4, 388)	(688)
弁護士費用		(12, 821)	(2, 012)	(38, 683)	(6, 069)
監査報酬		(33, 389)	(5, 239)	(32, 942)	(5, 169)
財務書類作成費用	12	(7, 968)	(1, 250)	(7, 981)	(1, 252)
規制費用	12	(3, 378)	(530)	(4, 509)	(707)
銀行手数料	12	(52)	(8)	(75)	(12)
支払利息		—	—	(241)	(38)
その他の費用		(27, 454)	(4, 308)	(39, 217)	(6, 153)
営業費用合計		(414, 039)	(64, 963)	(591, 316)	(92, 777)
運用による受益者に帰属する純資産 の変動および当期包括利益合計		2, 330, 090	365, 591	(7, 117, 517)	(1, 116, 738)

11ページから34ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

受益者に帰属する純資産変動計算書
 2023年12月31日に終了した会計年度
 (表示：米ドル)

	2023年12月31日に 終了した会計年度		2022年12月31日に 終了した会計年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円
期首現在残高	31,538,076	4,948,324	71,000,649	11,140,002
受益者との取引				
受益証券の販売				
豪ドル受益証券	1,989	312	15,450	2,424
ユーロ受益証券	148,484	23,297	70,628	11,082
円受益証券	217,977	34,201	917,076	143,889
米ドル受益証券	1,014,320	159,147	338,804	53,158
	<u>1,382,770</u>	<u>216,957</u>	<u>1,341,958</u>	<u>210,553</u>
受益証券の買戻し				
豪ドル受益証券	(451,819)	(70,890)	(6,443,598)	(1,011,001)
ユーロ受益証券	(332,053)	(52,099)	(369,685)	(58,004)
円受益証券	(1,206,153)	(189,245)	(3,588,217)	(562,991)
米ドル受益証券	(3,902,865)	(612,360)	(23,285,514)	(3,653,497)
	<u>(5,892,890)</u>	<u>(924,594)</u>	<u>(33,687,014)</u>	<u>(5,285,492)</u>
受益者との取引合計	<u>(4,510,120)</u>	<u>(707,638)</u>	<u>(32,345,056)</u>	<u>(5,074,939)</u>
運用による受益者に帰属する純資産 の変動および当期包括利益合計	<u>2,330,090</u>	<u>365,591</u>	<u>(7,117,517)</u>	<u>(1,116,738)</u>
期末現在残高	<u>29,358,046</u>	<u>4,606,277</u>	<u>31,538,076</u>	<u>4,948,324</u>

11ページから34ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

キャッシュ・フロー計算書
 2023年12月31日に終了した会計年度
 (表示：米ドル)

	2023年12月31日に 終了した会計年度		2022年12月31日に 終了した会計年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動				
運用による受益者に帰属する純資産 の変動および当期包括利益合計	2,330,090	365,591	(7,117,517)	(1,116,738)
調整：				
受取利息	(12)	(2)	(33)	(5)
利息費用	—	—	241	38
運転資本変動前営業利益／(損失)	2,330,078	365,589	(7,117,309)	(1,116,706)
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産の減少	2,305,353	361,710	39,087,066	6,132,761
取引業者からの未収金の減少／(増加)	1,843,000	289,167	(1,843,000)	(289,167)
その他の未収金の減少	22,987	3,607	9,986	1,567
未払費用およびその他債務の減少	(32,185)	(5,050)	(32,543)	(5,106)
受取利息	12	2	33	5
支払利息	—	—	(241)	(38)
営業活動から生じた正味現金	6,469,245	1,015,025	30,103,992	4,723,316
財務活動				
受益証券の販売による手取金	1,362,455	213,769	1,342,258	210,600
受益証券の買戻しに係る支払額	(7,627,187)	(1,196,706)	(32,009,439)	(5,022,281)
財務活動に使用された正味現金	(6,264,732)	(982,936)	(30,667,181)	(4,811,681)
現金および現金同等物の純増加／(減少)	204,513	32,088	(563,189)	(88,364)
期首現在の現金および現金同等物	251,473	39,456	814,662	127,820
期末現在の現金および現金同等物	455,986	71,544	251,473	39,456

11ページから34ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

財務書類に対する注記

(表示：別段の記載がない限り米ドル)

1 概要

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラスト(以下「トラスト」という。)は、管理会社としてのシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド(以下「管理会社」という。)と受託会社としてのファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(以下「受託会社」という。)(以下あわせて「経営陣」という。)の間で2008年10月21日に締結され、2015年3月10日に修正および改訂された信託証書によりケイマン諸島の信託法に基づいて免除信託として設立されたアンブレラ型ユニット・トラストである。トラストは、2008年10月27日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づいて登録された。アルジェブリス・フィナンシャル・ハイブリッド証券ファンド(以下「サブ・ファンド」という。)は2020年11月13日に設立された。サブ・ファンドの最初の取引日は2021年1月29日であった。

サブ・ファンドの投資目的は、下記の注記10(a)に記載されている投資戦略を採用することにより、長期的な資産の成長を目指すことである。

2023年12月31日および2022年12月31日現在、トラストおよびサブ・ファンドには従業員はいなかった。サブ・ファンドの投資活動は、管理会社によって管理されている。サブ・ファンドの管理事務代行および保管機能は、シティバンク・エヌ・エイの香港支店(以下「管理事務代行会社」および「保管会社」という。)に委託されている。株式会社SMB C信託銀行および東海東京証券株式会社は、サブ・ファンドの販売会社(以下「販売会社」という。)である。受益証券は、日本の金融商品取引法第2条第3項第1号に基づく公募として日本で募集された。

2 重要な会計方針

(a) 法令遵守の表明

本財務書類は、該当するすべての香港財務報告基準(以下「HKFRS」という。)に準拠して作成されている。HKFRSとは、香港公認会計士協会(以下「HKICPA」という。)が公表したすべての適用可能な個別のHKFRS、香港会計基準(以下「HKAS」という。)および解釈指針、ならびに香港で一般に公正妥当と認められている会計原則を含む総称である。サブ・ファンドが適用した重要な会計方針は、以下に記載されている。

HKICPAは、サブ・ファンドの当会計期間に初度適用され、または早期適用が可能となる特定の新規および改訂されたHKFRSを公表している。注記2(d)には、これらの変更の初度適用による会計方針の変更に関する情報が本財務書類に反映される当会計期間および前会計期間においてサブ・

ファンドに関連する範囲で記載されている。

サブ・ファンドは、期中を通して一貫して当該会計方針を適用しており、過年度とも一致している。

(b) 作成の基礎

サブ・ファンドの受益証券は米ドル建てで発行および買戻しが行われ、サブ・ファンドのパフォーマンスは米ドル建てで測定されるという事実を反映して、本財務書類の機能通貨および表示通貨は、ケイマン諸島の現地通貨ではなく、米ドルである(1米ドル単位に四捨五入される。)

本財務書類の作成に使用される測定基準は、取得原価主義である。ただし、一部の金融商品は、下記の注記2(e)の会計方針において説明されているように、その公正価値で計上される。その他の金融資産および金融負債は、償却原価または買戻価額(すなわち買戻可能受益証券に関して)で計上される。

HKFRSに準拠した財務書類の作成において、経営陣は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。見積りおよび関連する仮定は、状況に応じて合理的であると考えられる過去の実績およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、他の根拠からでは算定が容易でない資産および負債の帳簿価額について判断を下す際の根拠となっている。実際の結果はこれらの見積りとは異なる可能性がある。

見積りおよび基礎となる仮定は、継続的に検証される。会計上の見積りの変更が特定の期間だけに影響を与える場合は、見積りの変更が行われる期間に認識され、変更が当期と将来の期間の両方に影響を与える場合は、変更が行われる期間および将来の期間に認識される。

本財務書類に重要な影響を及ぼすHKFRSの適用に際して経営陣が行った判断および見積りの不確実性の主な原因については、注記14に記載されている。

(c) 外貨換算

期中の外貨建取引は、取引日における為替レートで米ドルに換算されている。外貨建の貨幣性資産および負債は、報告年度末現在の為替レートで米ドルに換算されている。

換算により生じる外貨換算差額は、正味為替差損益として損益に認識される。ただし、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産から生じるものを除く。これは、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益の構成要素として認識される。

(d) 会計方針の変更

HK I C P Aは、サブ・ファンドの当会計期間に初度適用される、多くのHK F R Sの修正を公表した。このうち、サブ・ファンドの当期または前年度の経営成績および財政状態の作成または表示方法に重要な影響を及ぼす変更はない。

サブ・ファンドは、2023年1月1日より「会計方針の開示」（HK A S第1号およびHK F R S実務指針第2号の修正）を適用した。この修正は、会計方針自体に変更をもたらさなかったが、財務書類に開示される会計方針の情報に影響を与えた。

この修正は、「重要な」会計方針ではなく「重要性のある」会計方針を開示することを要求している。また、この修正は、会計方針の開示に対する重要性の適用に関する指針を提供し、利用者が財務書類の他の情報を理解するために必要な、有用で企業固有の会計方針情報を提供することを支援するものである。

経営陣は会計方針を見直し、財務書類で開示された情報を更新した。

サブ・ファンドは、当期において未発効の新基準または解釈指針を適用していない（注記15参照）。

(e) 金融商品

(i) 当初認識

サブ・ファンドは、下記(ii)に記載されるように、設立時にその金融商品を様々なカテゴリーに分類している。金融商品は当初、公正価値で測定されるが、これは通常、取引価格と同額である。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る取引費用は、発生時に費用計上される。

サブ・ファンドは、金融資産および金融負債を、当該商品の契約上の規定の当事者になった日に認識する。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の通常の売買は、取引日基準で認識される。当該取引日より、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動から発生する損益が発生時に計上される。

(ii) 区分

当初認識時に、サブ・ファンドは償却原価または純損益を通じた公正価値(以下「F V T P L」という。)で測定する金融資産を分類する。

金融資産は、以下の要件をともに満たし、かつ、F V T P Lとして指定されていない場合、償却原価で測定される。

- － 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されていること
- － その契約条件により、元本および利息の支払のみ(以下「S P P I」という。)であるキャッシュ・フローが特定の日に生じること

サブ・ファンドのその他のすべての金融資産は、F V T P Lで測定される。

事業モデル評価

サブ・ファンドは、金融資産を保有する事業モデルの目的を評価する際に、以下を含む、事業の管理方法に関するすべての関連情報を考慮している。

- － 文書化された投資戦略と当該戦略の実施。これには、投資戦略が契約上の受取利息を獲得すること、特定の金利プロファイルを維持すること、金融資産のデュレーションに関連する負債のデュレーションまたは予想キャッシュ・アウトフローと対応させること、あるいは資産の売却によりキャッシュ・フローを実現することに焦点を当てているかどうかが含まれる。
- － ポートフォリオのパフォーマンスが、どのように評価され、経営陣に報告されているか
- － 事業モデル(および当該事業モデルの中で保有されている金融資産)の業績に影響を与えるリスクと、当該リスクが管理されている方法
- － 経営陣にどのように報酬が与えられるのか(例えば、報酬の基礎となるのは管理している資産の公正価値なのか、回収した契約上のキャッシュ・フローなのか)
- － 過年度における金融資産の売却の頻度、量および時期、当該売却の理由、ならびに将来の売却活動についての予想

認識の中止の要件を満たさない取引における金融資産の第三者への譲渡は、サブ・ファンドが資産を継続的に認識していることと整合しており、この目的のための売却とはみなされない。

サブ・ファンドは、2つの事業モデルがあると判断した。

- － 回収のために保有する事業モデル：これには、現金および現金同等物、受益証券販売未収金、取引業者からの未収金ならびにその他の未収金が含まれる。当該金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有される。
- － その他の事業モデル：これには、オープン・エンド型投資ファンドが含まれる。当該金融資産は、管理とその業績評価が公正価値ベースで行われ、頻繁に売却が発生している。

契約上のキャッシュ・フローがS P P Iであるかどうかの評価

この評価の目的上、「元本」は、当初認識時における金融資産の公正価値と定義される。「金利」とは、貨幣の時間価値、特定の年度における元本残高に関する信用リスクならびに他の基本的な融資リスクおよびコスト(例えば、流動性リスクおよび管理コスト)への対価と利益マージンとして定義される。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかを評価する際に、サブ・ファンドは当該商品の契約条件を考慮する。これには、金融資産がこの条件を満たさないような契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変更させる可能性のある契約条件を含んでいるかどうかを評価することが含まれる。サブ・ファンドは、この評価を行うにあたり、以下の事項を考慮している。

- － キャッシュ・フローの金額またはタイミングを変更する偶発的事象
- － レバレッジ要素
- － 期限前償還要素と期限延長要素
- － サブ・ファンドの請求権を特定の資産からのキャッシュ・フロー(例えば、ノンリコース要素)に限定する条件
- － 貨幣の時間的価値の考慮(例えば、金利の定期的な再設定)を修正する要素

サブ・ファンドは、事業モデルと契約上のキャッシュ・フローの評価に基づいて投資を分類している。したがって、サブ・ファンドは、オープン・エンド型投資ファンドへのすべての投資を、FVTPLで測定する金融資産の区分に分類する。償却原価で測定する金融資産には、現金および現金同等物、受益証券販売未収金、取引業者からの未収金ならびにその他の未収金が含まれている。償却原価で測定する金融負債には、受益証券買戻未払金ならびに未払費用およびその他債務が含まれている。

分類変更

金融資産は、サブ・ファンドが金融資産の管理に関する事業モデルを変更しない限り、当初認識後に再分類されない。この場合、影響を受けるすべての金融資産は、事業モデルの変更後の最初の報告年度の初日に分類変更される。

(iii) 公正価値測定基準

公正価値とは、主要な市場、あるいは主要な市場がない場合には、測定日においてサブ・ファンドがアクセスを有する最も有利な市場での、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格である。負債の公正価値は、不履行リスクを反映している。

入手可能な場合には、サブ・ファンドは、活発な市場における相場価格を用いて金融商品の公正価値を測定する。資産または負債の取引が、継続的に価格付けの情報を提供するのに十分な頻度と量で行われている場合に、市場が活発であるとみなされる。サブ・ファンドは活発な市場で取引されている商品を売買気配内の価格により測定する。なぜなら、この価格は、換金価格の合理的な近似値を提供するからである。

公認証券取引所の取引相場価格や取引所で取引されない金融商品に関するブローカー／ディーラーによる価格がない場合、もしくは市場が活発でない場合、当該商品の公正価値は、実際の市場取引において入手し得る価格に関する確実な見積りを提供する評価技法を用いて見積られる。

当初認識時における金融商品の公正価値についての最善の証拠は通常、取引価格一すなわち、与えた、または受領した対価の公正価値である。サブ・ファンドが、当初認識時における公正価値が取引価格と異なっており、公正価値が、同一の資産または負債に関する活発な市場における相場価格によって証明されていない、もしくは観察可能な市場からのデータのみを使用した評価技法に基づいていないと判断する場合、金融商品は、当初認識時における公正価値と取引価格の間の差異を繰り延べるために調整された公正価値で当初測定される。その後、この差異は、当該商品の存続期間にわたって適切な基準により損益に認識される。ただし、評価が観察可能な市場データにより全面的に裏付けられている期間、または取引が完了するまでの期間に限られている。

割引キャッシュ・フロー法が利用される場合、見積将来キャッシュ・フローは、経営陣の最善の見積りに基づいており、使用される割引率は条件が類似する商品に適用される報告年度末現在の市場レートである。他の価格決定モデルが利用される場合、インプットは報告年度末現在の市場データに基づいている。

サブ・ファンドは、振替が生じる報告年度の期末時点で公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替を認識する。

(iv) 減損

サブ・ファンドは、償却原価で測定する金融資産について、予想信用損失(以下「ECL」という。)に対する損失評価引当金を認識している。

サブ・ファンドは、12ヶ月のECLで測定される以下の金融資産を除き、全期間のECLに等しい金額で損失評価引当金を測定する。

- 報告日において信用リスクが低いと判断される金融資産
- 信用リスク(すなわち、資産の予想存続期間にわたって債務不履行が発生するリスク)が当初認識以降に著しく増大していないその他の金融資産

サブ・ファンドは、金融資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判断する際、またECLを見積もる際に、関連性があり、過大なコストや労力を掛けずに、入手可能である合理的で裏付け可能な情報について考慮する。これには、サブ・ファンドの過去の経験および情報に基づく信用評価による、また将来予測的な情報を含む、定量的および定性的情報と分析の両方が含まれる。

サブ・ファンドは、期限経過が30日超である場合、金融資産の信用リスクが著しく増大したと仮定する。

サブ・ファンドは、以下の場合に、金融資産が債務不履行に陥っているとみなす。

- サブ・ファンドが有価証券の現金化(保有されている場合)といった行動に遡及権を有していない

- 場合で、借手がサブ・ファンドに対する信用義務を全額支払う可能性が低い場合
- ー 金融資産の期限経過が90日超である場合

サブ・ファンドは、相手方の信用格付けが「投資適格」という世界的に理解されている定義と同等である場合、金融資産の信用リスクは低いとみなしている。サブ・ファンドは、これをムーディーズのB a a 3以上またはスタンダード&プアーズのB B B-以上とみなしている。

全期間のE C Lとは、金融商品の予想存続期間にわたって生じ得るすべての債務不履行事象から生じるE C Lである。

12ヶ月間のE C Lは、報告日から12ヶ月以内(または、金融商品の予想存続期間が12ヶ月未満である場合には、それより短い期間)に生じ得る債務不履行事象から生じるE C Lの一部である。

E C Lを見積もる際に考慮すべき最長の期間は、サブ・ファンドが信用リスクにさらされる最長の契約期間である。

E C Lの測定

E C Lは、信用損失の確率加重した見積りである。信用損失は、すべてのキャッシュ不足額(すなわち、企業が契約に従って受け取るべきキャッシュ・フローと、サブ・ファンドが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額)の現在価値として測定される。E C Lは金融資産の実効金利で割り引かれる。

信用減損金融資産

サブ・ファンドは、各報告日において、償却原価で計上されている金融資産が信用減損しているかどうかを評価している。金融資産は、金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を及ぼす1つまたは複数の事象が生じている場合に、「信用減損」している。

金融資産が信用減損している証拠には、以下の観察可能なデータが含まれる。

- ー 発行者または債務者の重大な財政的困難
- ー 契約違反(債務不履行または90日超の期限経過事象など)
- ー 借手が破産または他の財務上の再編を行う可能性が高くなったこと

財政状態計算書におけるE C L引当金の表示

償却原価で測定する金融資産の損失評価引当金は、資産の総額での帳簿価額から控除される。

直接償却

サブ・ファンドがある金融資産全体または一部分の回収に合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額は直接償却される。

(v) 認識の中止

サブ・ファンドは、資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合または金融資産の所有に係るリスクと受益のほとんどすべてが移転される取引もしくはサブ・ファンドが金融資産の所有に係るリスクと受益のほとんどすべてを移転したわけでも保持しているわけでもないが金融資産に対する支配を保持していない取引において、サブ・ファンドが契約上のキャッシュフローを受け取る権利を移転する場合、金融資産の認識を中止する。

サブ・ファンドは、その契約上の義務が免除、取消または消滅した場合、金融負債の認識を中止する。

(vi) 相殺

金融資産および金融負債は、サブ・ファンドが該当金額を相殺する法的権利を有しており、純額で決済するか、資産の換金と負債の決済を同時に実行するかを意図を有している場合にのみ、相殺して財政状態計算書に純額で表示される。

(vii) 仕組型の事業体

仕組型の事業体とは、誰が当該事業体を支配しているのかを決定する際に、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された事業体である（あらゆる議決権が管理業務のみに関係しており、実質的意義のある活動は契約上の取決めによって指図される場合など）。

仕組型の事業体は、次の特徴または属性の一部または全部を有していることが多い。

- － 制限された活動
- － 限られた範囲の十分に明確化された目的（例えば、仕組型の事業体の資産に関連するリスクとリターンを投資家に移転することによる投資家への投資機会の提供など）
- － 仕組型の事業体が劣後的な財務的支援なしに活動資金を調達するには不十分な資本
- － 信用リスクまたはその他のリスクの集中を生み出す、投資家に対する契約上関連した複数の金融商品の形での資金調達（トランシェ）

経営陣は、サブ・ファンドのアルジェブリスUCITSファンズplcのサブ・ファンドであるアルジェブリス・ファイナンシャル・クレジット・ファンド（以下「投資先ファンド」という。）への投資（注記10(a)参照）が非連結の仕組型の事業体への投資であり、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（注記5参照）として分類されると考えている。投資先ファンドの投資目的は、高水準の金利収入を提供し、安定したキャピタル・ゲインを生み出すことである。投資先ファンドは、資本関係のない資産運用会社により運用されており、その投資目的を達成するために様々な投資戦略を適用している。

投資先ファンドは、主に、固定および変動金利証券（例えば、ムーディーズ、スタンダード&プアーズ、フィッチまたはその他の格付機関が格付した投資適格、投資不適格または無格付の社債）、偶発転換社債（以下「CoCo債」という。）、ハイブリッド証券（債券および株式の性質の両方を併せ持つ証券）、Tier 1ならびにUpperおよびLower Tier 2証券（銀行資本の形態）、トラスト型優先証券（一種のハイブリッド証券）、優先株式、転換証券（例えば、転換社債または転換優先株式）、以下に詳述されるその他の劣後債、ならびに上場投資証券（以下「ETN」という。）、投資先ファンドの運用会社が投資を希望する特定の資産クラスにエクスポージャーを提供する上場投資信託（以下「ETF」という。）および預金に投資する。投資先ファンドは、公認証券取引所に上場および登録されている。サブ・ファンドは、投資先ファンドの買戻可能な投資証券を保有するものの、投資先ファンドを支援してはいない。2023年12月31日現在、サブ・ファンドは、投資先ファンドの買戻可能な投資証券価額合計の0.24%（2022年：0.32%）を保有していた。

投資先ファンドに対するサブ・ファンドの保有は、各募集要項の条件に従い、投資先ファンドの将来価値の不確実性から生じる市場価格リスクの影響を受ける。経営陣は、投資先ファンドの戦略および投資先ファンドの投資運用会社の全体的な品質の検討を含む、投資先ファンドに関する広範囲にわたるデュー・ディリジェンスの後に投資判断を行う。

投資先ファンドの公正価値の変動は、包括利益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利益または損失」に含まれている。

(f) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、銀行に対する預金を含む。現金同等物とは、容易に換金可能であり、価値の変動について僅少なリスクしか負わない、取得時点で満期まで3ヶ月以内である流動性の高い短期投資である。

(g) 受取利息および支払利息

銀行残高からの受取利息は、発生主義で認識される。

(h) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益には、すべての実現および未実現の公正価値の変動と為替換算差額が含まれているが、受取利息および支払利息は含まれていない。

(i) 設立費用

サブ・ファンドの設立費用は、発生基準で損益に計上される。

(j)費用

サブ・ファンドの費用はすべて、発生基準で損益に認識される。

(k)法人税

ケイマン諸島

ケイマン諸島の現行の課税制度に基づいて、サブ・ファンドは、収益、利益またはキャピタル・ゲインに係る税金の支払いを免除されている。トラストは、ケイマン諸島の総督から、トラストの設立日から50年間、税金が免除となる保証を受けている。したがって、法人税等引当金は本財務書類において計上されていない。

香港

サブ・ファンドには、その投資活動のいずれに関しても香港の税金が課されないことが予想される。

(l)受益証券保有者による受益証券の買戻し

受益証券保有者は、香港、ロンドン、ダブリン、ニューヨークおよび東京の各地において商業銀行が営業している日、および／または管理会社により適宜書面で指定される他の日(以下「買戻日」という。)に、受益証券を買戻すことができる。受益証券は、関連する買戻日の受益証券1口当たり純資産価格で買戻される予定である。受益証券1口当たり純資産価格は、該当する買戻日現在のサブ・ファンドの純資産価額を参照して算定される。

(m)発行済受益証券

サブ・ファンドは、金融商品の契約内容に応じて、発行済金融商品を金融負債または持分商品に分類している。

発行体が現金または別の金融資産で当該商品の買戻しまたは償還を行う契約債務を含んでいるプットブル金融商品は、以下の条件をすべて満たす場合に資本として分類される。

- (i) サブ・ファンドの清算の場合に、保有者にサブ・ファンドの純資産の比例持分に応じた権利を与える。
- (ii) その他すべての商品クラスに劣後する商品のクラス内にある。
- (iii) その他すべての商品クラスに劣後する商品のクラス内にある金融商品がすべて同じ特性を有する。
- (iv) サブ・ファンドが現金または別の金融資産で当該商品の買戻しまたは償還を行う契約債務以外に、当該商品に負債としての分類が必要となる他の特性が含まれていない。
- (v) その契約期間にわたって当該商品に帰属する予想キャッシュ・フローの合計は、実質的に、当該商品の契約期間にわたるサブ・ファンドの純損益、認識される純資産の変動、または認識・未認

識純資産の公正価値の変動に基づいている。

サブ・ファンドは、豪ドル受益証券、ユーロ受益証券、円受益証券および米ドル受益証券の、4クラスの買戻可能受益証券を有している。これらのクラスは、全ての重要な点において同順位であり、募集手数料の条件と異なる通貨を除き、同一の条件を有している。買戻可能受益証券は、受益証券保有者に、各買戻日およびサブ・ファンドの清算時に、サブ・ファンドの純資産における受益証券保有者の持分に比例した価値で現金による買戻しを要求する権利を提供する。

サブ・ファンドの換金可能な受益証券は金融負債に分類され、買戻金額の現在価値で測定される。

(n) 関連当事者

(a) 以下に該当する人物または当該人物の近親者は、サブ・ファンドに関連している。

- (i) サブ・ファンドに対して支配権または共同支配権を有している。
- (ii) サブ・ファンドに重要な影響力を行使することができる。あるいは
- (iii) サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの親会社の経営幹部の一員である。

(b) 以下の条件のいずれかが該当する事業体は、サブ・ファンドに関連している。

- (i) 当該事業体とサブ・ファンドが同じグループの一員である(すなわち、サブ・ファンドの親会社、子会社および兄弟会社が互いに関連している。)
- (ii) 一方の事業体が、もう一方の事業体の関連会社または合弁事業(あるいはもう一方の事業体が属しているサブ・ファンドの別の事業体の関連会社または合弁事業)である。
- (iii) 両方の事業体がいずれも同じ第三者の合弁事業である。
- (iv) 一方の事業体が第三者の事業体の合弁事業であり、もう一方の事業体はその第三者の事業体の関連会社である。
- (v) 当該事業体がサブ・ファンドまたはサブ・ファンドに関連する事業体のいずれかの従業員給付のための退職後給付制度である。
- (vi) 当該当事者が(a)で特定した人物の支配下または共同支配下にある。
- (vii) (a)(i)で特定した人物が当該事業体に重要な影響力を行使することができる、あるいは当該事業体(または当該事業体の親会社)の経営幹部の一員である。
- (viii) 当該事業体、あるいはその一部であるグループの一員が、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの親会社に経営幹部サービスを提供する。

ある人物の近親者とは、サブ・ファンドとの取引において、当該人物に影響を及ぼす、または影響を受けることが予想される親族のことである。

3 現金および現金同等物

	2023年 米ドル	2022年 米ドル
銀行に対する当座預金	455,986	251,473

サブ・ファンドが保有する現金は、シティバンク・エヌ・エイの香港支店に預けられている。

4 取引業者からの未収金

	2023年 米ドル	2022年 米ドル
取引業者からの未収金	—	1,843,000

上記残高は売却された投資（ただし、報告日時点でまだ決済されていないもの）の金額を示している。決済待ちの残高は1か月以内に決済される見込みである。

5 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

	2023年 米ドル	2022年 米ドル
デリバティブ以外の金融資産：		
—オープン・エンド型合同運用ファンド —アルジェブリス・ファイナンシャル・ クレジット・ファンド クラス I 豪ドル投資証券／ユーロ投資証券／ 円投資証券／米ドル投資証券	29,163,188	31,468,541

6 受益証券販売未収金

	2023年 米ドル	2022年 米ドル
受益証券販売未収金	20,315	—

当該残高は販売された受益証券に関する受益証券保有者に対する債権（ただし、報告日時点でまだ決済されていないもの）の金額を示している。当該残高は1か月以内に決済される見込みである。

7 受益証券買戻未払金

	2023年 米ドル	2022年 米ドル
受益証券買戻未払金	178,181	1,912,478

当該残高は買戻された受益証券に関する受益証券保有者に対する債務の金額を示しており、1か月以内に決済される見込みである。

8 銀行残高からの受取利息

	2023年12月31日に 終了した会計年度 米ドル	2022年12月31日に 終了した会計年度 米ドル
銀行残高からの受取利息	12	33

9 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利益／（損失）

	2023年12月31日に 終了した会計年度 米ドル	2022年12月31日に 終了した会計年度 米ドル
デリバティブ以外の金融資産：		
ーオープン・エンド型合同運用ファンド ーアルジェブリス・ファイナンシャル・ クレジット・ファンド クラス I 豪ドル投資証券／ユーロ投資証券／ 円投資証券／米ドル投資証券	2,758,906	(6,499,829)
デリバティブ金融資産：		
ー外国為替先渡契約	(3,070)	—
	2,755,836	(6,499,829)
以下を表す：		
実現純利益	8,271,795	31,578,968
未実現純損失	(5,515,959)	(38,078,797)
	2,755,836	(6,499,829)

10 金融商品および関連リスク

サブ・ファンドは、投資戦略に従って、投資を行う金融商品および市場に関連する様々なタイプの金融リスクにさらされている。サブ・ファンドがさらされているリスクは、ファンド・オブ・ファンズ構造のリスク、市場リスク、信用リスク、流動性リスクおよび投資先ファンドのリスクである。市場リスクには、金利リスク、為替リスクおよび価格リスクが含まれる。

報告年度末現在で保有している金融商品の性質と範囲および関連する金融リスク、ならびにサブ・ファンドが採用しているリスク管理方針は、以下のとおりである。

(a) 投資戦略

サブ・ファンドは、投資適格または投資不適格の格付けの優先株式およびハイブリッド資本商品を含む、世界中の金融セクターの非劣後債務証券または劣後債務証券に間接的に投資することで、緩やかな資本の成長を提供することを投資目的とする。サブ・ファンドは、サブ・ファンドのほぼすべての資産を投資先ファンドの以下の対応する投資証券に投資することにより、その投資目的の達成を目指す。

サブ・ファンドの受益証券	投資先ファンドの対応投資証券
豪ドル受益証券	クラスI豪ドル投資証券
ユーロ受益証券	クラスIユーロ投資証券
円受益証券	クラスI円投資証券
米ドル受益証券	クラスI米ドル投資証券

疑義を避けるため付言すると、サブ・ファンドの英文目論見書では投資先ファンドを「マスター・ファンド」と称し、したがって、本財務書類および英文目論見書では「投資先ファンド」および「マスター・ファンド」の定義が同じ意味で使用される場合がある。

投資先ファンドは、投資先ファンド・アンブレラの別個の資産ポートフォリオであり、投資先ファンドの英文目論見書に記載されている投資目的および方針にしたがって投資され、投資先ファンド・アンブレラのすべての負債、収入および費用は、投資先ファンドに帰属するか、または投資先ファンドに割り当てられたものが適用され、課されることとなる。投資先ファンド・アンブレラは、登録番号509801のアイランドの変動資本オープン・エンド型アンブレラ投資法人であり、2011年欧州共同体（譲渡可能証券への集団投資事業）規則（改正済み）にしたがって、分別された責任を有するアンブレラファンドとして設立された。

サブ・ファンドの資産の一部は、サブ・ファンドの日々の現金の必要性が生じた際に備え、現金として留保される。

(b) ファンド・オブ・ファンズ構造のリスク

サブ・ファンドは、受益証券の発行による収入の実質的にすべてを投資先ファンドに投資しており、ファンド・オブ・ファンズ構造で運用している。

ファンド・オブ・ファンズ構造により、複数の当事者が投資先ファンドとサブ・ファンドに投資するという特有のリスクが生じる。その受益証券は同順位でない場合があり、投資収益の低下につながる可能性がある。仮に大口投資家が投資先ファンドから撤退した場合、残りの投資家は、より高い営業費用を比例按分して負担することがある。さらに、投資家が短期間に元本の多額の換金を行う場合、投資先ファンドに経済的に最も有利ではない時期および方法で有価証券のポジションを一度に清算する必要がある可能性があり、これにより投資先ファンドの資産の価値に悪影響を与える可能性がある。

サブ・ファンドは、投資先ファンドに対する投資を通じてその投資目的を達成する。投資目的が達成されるかどうかは、投資先ファンドの金融商品のパフォーマンスと投資先ファンドの継続的な利用可能性、ならびに投資先ファンドの投資運用会社の事業の継続性に依存する。

サブ・ファンドは、投資先ファンドのみに投資するファンド・オブ・ファンズであるため、サブ・ファンドのリターンは投資先ファンドのリターンと高い相関関係がある。ただし、サブ・ファンドの営業費用により、サブ・ファンドのパフォーマンスが、投資先ファンドのパフォーマンスとは異なることがある。

(c) 投資先ファンドのリスク

ファンド・オブ・ファンズ構造において、サブ・ファンドには投資先ファンドのリスクに対する間接的なエクスポージャーがあり、投資先ファンドが被った損失はサブ・ファンドの財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。投資先ファンドはサブ・ファンドの原ファンドであり、投資先ファンドの投資運用会社により監視される以下の重要なリスクにさらされている。

(i) 投資先ファンドの信用リスク

投資先ファンドの次の資産(デリバティブ金融資産、デリバティブ以外の金融資産、現金および現金同等物ならびにその他の債権)は、信用リスクにさらされていた。

投資先ファンドから報告されているとおり、投資活動に付随する信用リスクは、投資先ファンドの投資運用会社により、全体的な投資プロセスの一環として管理される。投資先ファンドの取引相手方の信用エクスポージャーを軽減するため、証券取引は主に承認された取引所において、引渡支払同時履行方式(DVP)で行われている。また、投資先ファンドの投資運用会社は、スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズおよびフィッチによって報告された取引相手方の信用格付を月次で監視している。さらに、投資先ファンドの投資運用会社は、四半期ごとに決算発表を確認することで、取引相手方の財政状態を監視している。これらの取引相手方の信用度または財政状態が著しく悪化した場合、投資先

ファンドの投資運用会社は、投資先ファンドの取締役会に対し、保有する現金および投資保有を他の銀行に移動するよう勧告を行う。

(ii) 投資先ファンドの為替リスク

為替リスクは、投資先ファンドの機能通貨と金融商品の表示通貨間の為替レートの変動の影響により生じる。

投資先ファンドから報告されているとおり、機能通貨以外の他の通貨建ての資産および負債の価額は為替相場の変動の結果として変動する可能性があるため、投資先ファンドは通貨リスクの影響を受けることがある。

2023年12月31日および2022年12月31日現在、投資先ファンドから報告されているとおり、投資先ファンドの純通貨エクスポージャーは、主に米ドル、英ポンドおよびスイス・フラン建てである。投資先ファンドにより報告されているように、2023年および2022年12月31日現在、ユーロ（投資先ファンドの機能通貨）に対して米ドル、英ポンドおよびスイス・フランの外国通貨相場が5%（2022年：5%）増加／減少し、他のすべての変数が一定であると仮定した場合、投資先ファンドの買戻可能な投資証券の保有者に帰属する純資産は、それぞれ0.02%（2022年：0.01%）増加／減少することになる。

(iii) 投資先ファンドの流動性リスク

流動性リスクは、投資先ファンドからの買戻手取金を適時に受け取ることができないため、投資先ファンドが支払時期に債務を決済するのに十分な現金を生成することができない場合に生じる。

投資先ファンドの投資には集団投資スキームが含まれており、サブ・ファンドの買戻しにおいては、投資先ファンドに課されるよりも大きな制限が課される場合がある。これには、サブ・ファンドの買戻日について投資先ファンドがその受益証券保有者に提供する頻度よりも申し出ることのできる頻度が少ないことが含まれる。

一般的に、投資先ファンドに対するサブ・ファンドの投資は、いずれの営業日に買い戻すことができる。投資先ファンドの純資産価額の10%を超える買戻請求については、投資先ファンドの投資運用会社は10%を超える買戻金額を翌営業日に繰り延べることができ、当該繰り延べられた買戻通知は翌営業日に買戻通知を提出した他の投資主と比例配分で処理される。

投資先ファンドの投資運用会社はまた、純資産価額の評価および買戻しの一時的な停止を行うことがある。このような停止の契機となるのは、投資先ファンドの投資活動にとって重要な市場の閉鎖、投資先ファンドの資産の相当部分を占める投資の処分または評価が現実的に不可能な時期または投資先ファンドの投資家に著しく不利な条件でのみ可能である場合があるが、これらに限られるものではない。

(iv) 投資先ファンドの金利リスク

金利リスクは、投資先ファンドの金融商品の公正価値および将来キャッシュ・フローが基礎としている実勢市場金利の変動の影響により生じる。投資先ファンドが取得する可能性のある多くのクレジット商品の場合、金利が上昇するにつれてその商品の債務不履行の蓋然性が高まる。投資先ファンドが報告

したように、他のすべての変数を一定とした上で、金利が50ベーシスポイント（2022年：50ベーシスポイント）上昇／下落すると仮定した場合、投資先ファンドの買戻可能な投資証券の保有者に帰属する純資産の純変動はそれぞれ0.46%（2022年：0.45%）下落／上昇することになる。

(v) 投資先ファンドのデリバティブ・リスク

デリバティブ・リスクは、投資先ファンドがヘッジおよび投資目的で締結するデリバティブ契約から生じる。デリバティブ契約の評価額は、原資産の変動により決定される。デリバティブ契約は、投資先ファンドの流動性リスク、信用リスクおよび取引相手方リスクを増加させる。

(d) サブ・ファンドの市場リスク

サブ・ファンド保有の投資はすべて、純損益を通じて公正価値で測定されるものであり、市況のあらゆる変動が損益に直接影響を及ぼす。市場リスクとは、金利、為替レートまたは価格の変動の結果、投資の価値が変動するリスクである。

(i) 金利リスク

金利リスクは、金利の変動が将来のキャッシュ・フローまたは金融商品の公正価値に影響を及ぼすことにより、サブ・ファンドに潜在的な損益がもたらされる可能性から生じる。サブ・ファンドの金利リスクは、管理会社により継続的に管理されている。銀行預金を除いて、サブ・ファンドのすべての金融資産および金融負債は無利息である。

(ii) 為替リスク

為替リスクは、サブ・ファンドの機能通貨と金融商品の表示通貨間の為替レートの変動の影響により生じる。サブ・ファンドが発行する豪ドル、ユーロ、円および米ドルの通貨建てで発行された各受益証券は、注記10（a）に記載の通り、それぞれ投資ファンドのクラスI豪ドル投資証券、クラスIユーロ投資証券、クラスI円投資証券およびクラスI米ドル投資証券に投資されるため、サブ・ファンドには重要な外貨ポジションがない。管理会社は関連する重要なリスクがないと考えている。

(iii) 価格リスク

価格リスクとは、個別の投資銘柄または発行体に固有の要素によるか、あるいは市場で売買されるすべての金融商品に影響を及ぼす要素によるかにかかわらず、市場価格の変動の結果、金融商品の価値が変動するリスクである。

価格の感応度

サブ・ファンドの資産は、実質的に投資先ファンドに投資されるため、投資先ファンドの価格リスクの影響を受ける。投資先ファンドの報告によると、2023年12月31日および2022年12月31日時点の資産価値が5%（2022年：5%）上昇／下落すると仮定した場合、投資先ファンドの買戻可能な投資証券の保有者に帰属する純資産が重要な影響を受けることはない。

投資先ファンドの相場価格が5%（2022年：5%）下落した結果、受益者に帰属する純資産および当該年度の包括利益の合計が約1,458,159米ドル（2022年：1,573,427米ドル）減少すると見積もられる。逆方向に等しく変化した場合には、受益者に帰属する純資産が同額分増加する結果になる。

(e) サブ・ファンドの信用リスク

信用リスクとは、金融商品取引の取引相手方が、サブ・ファンドと締結した義務または契約を遂行できないリスクである。サブ・ファンドの信用リスクに対するエクスポージャーは、管理会社により継続的に監視される。

サブ・ファンドは、保管会社に関して、サブ・ファンドの現金および現金同等物残高、その他の未収金、取引業者からの未収金ならびに受益証券販売未収金の信用リスクの影響を受ける。

サブ・ファンドが保有するすべての現金は、シティ・バンク・エヌ・エイの香港支店（管理事務代行会社および保管会社でもある。）に預けられている。保管会社であるシティ・バンク・エヌ・エイの香港支店は、スタンダード&プアーズから、A+の信用格付けを得ている。信用リスクは重大ではないと考えている。

(f) サブ・ファンドの流動性リスク

流動性リスクは、管理会社が、適時に、現金化のニーズを満たすように投資を買戻すことができない可能性があるリスクから生じる。受益証券保有者はいずれの買戻日でも受益証券を買戻すことができるため、サブ・ファンドは、受益証券保有者の買戻しに応じるための流動性リスクの影響を受ける。受益証券の買戻しに関して受益証券保有者に支払われる金額は、該当する投資の売却収入を受取ることを条件として、通常、関連する買戻日（2 (1) に定義）後、ファンドの3営業日以内に支払われるものとする。

サブ・ファンドはオープン・エンド型合同運用ファンドに対する投資を保有しているが、これは受益証券買戻制限の対象となる場合がある。投資先ファンドの流動性リスクについては、注記9 (c) (iii) を参照。

負債の期日までの残存期間別内訳

以下の表は、2023年12月31日現在のサブ・ファンドの負債の、契約上の期日までの残存期間の詳細を示している。

	2023年			
	1ヶ月以内 米ドル	1ヶ月超 3ヶ月以内 米ドル	3ヶ月超 1年以内 米ドル	合計 米ドル
非トレーディング負債				
未払費用およびその他債務	66,197	—	37,065	103,262
受益証券買戻未払金	178,181	—	—	178,181
受益者に帰属する純資産*	29,358,046	—	—	29,358,046
合計	29,602,424	—	37,065	29,639,489
	2022年			
	1ヶ月以内 米ドル	1ヶ月超 3ヶ月以内 米ドル	3ヶ月超 1年以内 米ドル	合計 米ドル
非トレーディング負債				
未払費用およびその他債務	98,733	—	36,714	135,447
受益証券買戻未払金	1,912,478	—	—	1,912,478
受益者に帰属する純資産*	31,538,076	—	—	31,538,076
合計	33,549,287	—	36,714	33,586,001

*サブ・ファンドおよび投資先ファンドの流動性の条件に従う。

(g) 公正価値

(i) 公正価値で計上される金融商品

継続的に報告期間末現在で測定されるサブ・ファンドの金融商品の公正価値について、HKFRS 第13号「公正価値測定」に定義された3つのレベルの公正価値ヒエラルキーの内訳は、以下の表のとおりである。公正価値測定が分類されるレベルは、評価技法に用いられるインプットの観察可能性および重要性を参照して決定されており、以下のとおりである。

- ーレベル1の評価：レベル1のインプット、すなわち測定日現在の同一の金融資産または金融負債に関する活発な市場における無調整の相場価格のみを用いて測定される公正価値。
- ーレベル2の評価：レベル2のインプット、すなわちレベル1の基準を満たさない観察可能なインプットを用いるが、重要で観察不能なインプットは用いずに測定される公正価値。観察不能なインプットとは、市場データを入手できないインプットである。
- ーレベル3の評価：重要で観察不能なインプットを用いて測定される公正価値。

	2023年			
	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ以外の金融資産				
ーオープン・エンド型合同運用 ファンドーアルジェブリス・ ファイナンシャル・クレジット ト・ファンド クラスI 豪ドル 投資証券/ユーロ投資証券/ 円投資証券/米ドル投資証券	—	29,163,188	—	29,163,188
	2022年			
	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ以外の金融資産				
ーオープン・エンド型合同運用 ファンドーアルジェブリス・ ファイナンシャル・クレジット ト・ファンド クラスI 豪ドル 投資証券/ユーロ投資証券/ 円投資証券/米ドル投資証券	—	31,468,541	—	31,468,541

2023年12月31日および2022年12月31日に終了した会計年度において、レベル1、レベル2およびレベル3の金融商品の間で振替はなかった。金融商品は、活発に取引されている投資信託ではないため、レベル2に分類されている。

(ii) 公正価値以外で計上される金融商品

FVTPLで測定されない金融商品には、以下が含まれている。

- i. 現金および現金同等物、その他の未収金、受益証券販売未収金、取引業者からの未収金、受益証券買戻未払金ならびに未払費用およびその他債務。これらは、短期的な性質と相手方の高い信用の質により、帳簿価額が公正価値に近似する短期金融資産および金融負債である。
- ii. 受益者に帰属する純資産。サブ・ファンドは、本財務書類で使用されているものと一致する基準で計算された、買戻時のサブ・ファンドの純資産の比例持分に等しい金額で買戻可能受益証券を定期的に行買戻しおよび発行する。したがって、受益者に帰属する純資産の帳簿価額は、公正価値に近似している。受益証券は、公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類される。

11 受益証券保有者に帰属する純資産

(a) 発行済および買戻受益証券

	受益証券口数			
	豪ドル受益証券	ユーロ受益証券	円受益証券	米ドル受益証券
2022年1月1日現在	1,282,827	294,066	1,422,177	4,522,647
受益証券の期中販売	2,514	7,721	147,171	36,329
受益証券の期中買戻し	(912,700)	(38,705)	(440,172)	(2,473,196)
2022年12月31日および 2023年1月1日現在	372,641	263,082	1,129,176	2,085,780
受益証券の期中販売	329	15,104	33,282	104,567
受益証券の期中買戻し	(74,493)	(33,865)	(188,374)	(423,126)
2023年12月31日現在	298,477	244,321	974,084	1,767,221

2023年12月31日および2022年12月31日現在、サブ・ファンドが発行したすべての受益証券は資本に分類されていた。

豪ドル受益証券の当初申込は、1口当たり10豪ドル、ユーロ受益証券の当初申込は、1口当たり10ユーロ、円受益証券の当初申込は、1口当たり1,000円、米ドル受益証券の当初申込は、1口当たり10

米ドルで行われた。受益証券は、買戻日またはサブ・ファンドの清算時に、買戻費用なしで、該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格で買戻される。

サブ・ファンドに関する議案決議についての受益証券保有者の総会において、受益証券保有者は、本人出席、委任状出席または代理出席により、本人が保有する受益証券1口につき1議決権を有している。

トラストおよびサブ・ファンドは外部から資本要件を課されていない。2023年12月31日現在、サブ・ファンドの受益者に帰属する純資産は29,358,046米ドル（2022年：31,538,076米ドル）であった。サブ・ファンドは、受益証券保有者が受益証券の買戻しを請求する場合の資金需要を満たす十分な流動性を維持すると同時に、サブ・ファンドの投資目的に沿った投資に受益証券の発行から受領した資金を投資するよう努めている。

サブ・ファンドの受益証券保有者は、保有受益証券をトラストの他のサブ・ファンドの受益証券と交換できない。

サブ・ファンドは、配当金またはその他分配金を支払うことを意図していない。

(b) 純資産の調整

サブ・ファンドの英文目論見書に従い、サブ・ファンドの純資産は、すべての取引についてあらかじめ定められた基準時刻に基づいて計算されている。英文目論見書に基づいた基準時刻後の取引は、翌日に計上される。HKFRSの要求の下では、これらの取引は、金融商品の認識および認識中止基準に従うように同日に計上される。このアプローチにより、HKFRSの純資産および発行済受益証券と英文目論見書の純資産および発行済受益証券との間に期間差異が生じる。設立費用は、運用開始日から5年間にわたり償却される。ただし、HKFRSに基づく財務報告目的上、すべての費用は発生時に損益に認識されなければならない。

評価目的で算定された額とHKFRSに従い算定された額との間の純資産に関する調整は以下のとおりである。

	2023年 米ドル				合計
	豪ドル 受益証券	ユーロ 受益証券	円 受益証券	米ドル 受益証券	
評価目的上の受益証券保有者に 帰属する純資産	2,057,472	2,667,630	6,616,906	18,117,220	29,459,228
設立費用の調整	(7,067)	(9,162)	(22,728)	(62,225)	(101,182)
財務書類において報告された 受益証券保有者に帰属する純資産	2,050,405	2,658,468	6,594,178	18,054,995	29,358,046

	2022年 米ドル				合計
	豪ドル 受益証券	ユーロ 受益証券	円 受益証券	米ドル 受益証券	
評価目的上の受益証券保有者に 帰属する純資産	2,300,426	2,522,554	7,650,714	21,063,763	33,537,457
期間差異の調整	—	—	—	(1,843,200)	(1,843,200)
設立費用の調整	(10,713)	(11,747)	(35,629)	(98,092)	(156,181)
財務書類において報告された 受益証券保有者に帰属する純資産	2,289,713	2,510,807	7,615,085	19,122,471	31,538,076

評価目的上の受益証券数とHKFRSに従い報告された受益証券数との間の受益証券数に関する調整は以下のとおりである。

	2023年 米ドル			
	豪ドル受益証券	ユーロ受益証券	円受益証券	米ドル受益証券
評価目的上の発行済受益証券	298,477	244,321	974,084	1,767,221
期間差異の調整	—	—	—	—
財務書類において報告された 発行済受益証券	298,477	244,321	974,084	1,767,221

	2022年 米ドル			
	豪ドル受益証券	ユーロ受益証券	円受益証券	米ドル受益証券
評価目的上の発行済受益証券	372,641	263,082	1,129,176	2,285,780
期間差異の調整	—	—	—	(200,000)
財務書類において報告された 発行済受益証券	372,641	263,082	1,129,176	2,085,780

12 関連当事者

サブ・ファンドに提供されたサービスに関して関連当事者から生じる報酬および費用は以下のとおりである。

管理会社報酬： 管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.12%の管理報酬を受け取る権利を有している。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。

受託会社報酬： 受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%の報酬を請求する。最低の受託会社報酬は、年間15,000米ドルである。この報酬は日々発生し毎四半期後払いされる。

管理事務代行会社報酬： 管理事務代行会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.06%を上限とする報酬を受け取る権利を有している。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。

代行協会員報酬： 代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%を上限とする報酬を請求する。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。

規制費用： 受託会社は、年間4,500米ドルのAML報酬を請求する。

財務書類作成費用： 管理事務代行会社は、年間8,000米ドルの財務書類作成費用を受け取る権利を有している。この報酬は日々発生し毎年支払われる。

サブ・ファンドの重要な関連当事者取引は以下のとおり要約される。

	2023年12月31日に 終了した会計年度 米ドル		2022年12月31日に 終了した会計年度 米ドル	
	費用	未払金	費用	未払金
管理会社報酬	36,310	2,950	52,661	3,419
受託会社報酬	16,147	3,822	15,956	3,617
管理事務代行会社報酬	31,430	1,475	43,587	3,343
代行協会員報酬	3,026	246	4,388	285
財務書類作成費用	7,968	3,948	7,981	7,981
規制費用	3,378	1,097	4,509	2,219

サブ・ファンドは、銀行業および有価証券保管業に関してシティバンク・エヌ・エイ香港支店によって提供される通常の営業過程における銀行サービスを利用している。現金および現金同等物ならびに投資残高に関する情報はそれぞれ注記3および注記5において開示されている。2023年12月31日に終了した会計年度において、保管会社において保有されていた銀行残高から稼得した受取利息および銀行手数料はそれぞれ、12米ドル（2022年：33米ドル）および、52米ドル（2022年：75米ドル）であった。

13 販売会社報酬

株式会社SMB C信託銀行は、サブ・ファンドの受益証券の販売会社を務め、サブ・ファンドの純資産価額に対する年率0.80%の販売会社報酬を受領する権利を有している。2023年12月31日に終了した会計年度において、サブ・ファンドは、242,064米ドル（2022年：351,076米ドル）の販売会社報酬を認識し、そのうち、19,664米ドル（2022年：22,791米ドル）は期末時点で未払いとなっている。

東海東京証券株式会社は、サブ・ファンドの追加販売会社であり、サブ・ファンドの純資産価額に対する年率0.80%の販売会社報酬を受領する権利を有している。2023年12月31日に終了した会計年度において、東海東京証券株式会社は販売業務を行わなかったため、サブ・ファンドの販売会社報酬を請求しなかった。

14 見積りの不確実性に関する主要な情報

公正価値の見積り

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の公正価値は、注記2(e)(iii)に記載の通り、現在の市場パラメータを用いる評価モデルから得られる。公正価値の見積りは、市況および金融商品に関する情報に基づき、指定された時点で実施される。これらの見積りは主観的な性質を有し、不確実性および重要な判断事項を含むため、正確に算定することができない。それでも、公正価値は合理的な見積りの範囲内で信頼性をもって算定可能である。

15 2023年12月31日に終了した会計年度において公表されているが未発効の修正、新基準および解釈指針の潜在的影響

本財務書類の公表日までに、HK I C P Aは、2023年12月31日に終了した会計年度において未発効で本財務書類に適用されていない、多くの改訂および新基準を公表した。これらにはサブ・ファンドに関連する可能性のある以下のものが含まれている。

以下の日以降に開始する
会計期間に適用

HKAS第1号「財務諸表の表示」の修正：
「負債の流動または非流動への分類」

2024年1月1日

サブ・ファンドは、これらの修正、新基準および解釈指針が初度適用の期間に及ぼす影響について評価中である。サブ・ファンドは、これまでのところ、これらの適用がサブ・ファンドの経営成績および財政状態に重要な影響を及ぼす可能性は低いと結論づけている。

16 後発事象

サブ・ファンドは、本財務書類の作成に際して、監査報告書の日付、すなわち財務書類が発行可能な日付まで開示する必要のある後発事象はないと評価し、結論付けている。

その他の情報（未監査）

パフォーマンス表

（表示：米ドル）

	2023年12月31日に 終了した会計期間 米ドル	2022年12月31日に 終了した会計期間 米ドル
純資産価額合計 (英文目論見書に準拠して計算されている。)	29,459,228	33,537,457
受益証券1口当たり純資産価格 (英文目論見書に準拠して計算されている。)		
豪ドル受益証券	10.048 豪ドル	9.125 豪ドル
ユーロ受益証券	9.832 ユーロ	8.989 ユーロ
円受益証券	957 円	903 円
米ドル受益証券	10.252 米ドル	9.215 米ドル
計上金額 (英文目論見書に準拠して計算されている。)		
一期中の受益証券1口当たり純資産価格最高額		
豪ドル受益証券	10.058 豪ドル	10.179 豪ドル
ユーロ受益証券	9.836 ユーロ	10.149 ユーロ
円受益証券	958 円	1,021 円
米ドル受益証券	10.255 米ドル	10.202 米ドル
一期中の受益証券1口当たり純資産価格最低額		
豪ドル受益証券	8.180 豪ドル	8.340 豪ドル
ユーロ受益証券	8.030 ユーロ	8.242 ユーロ
円受益証券	803 円	832 円
米ドル受益証券	8.278 米ドル	8.391 米ドル
期中の投資純利益		
豪ドル受益証券	10.12%	-9.87%
ユーロ受益証券	9.38%	-10.97%
円受益証券	5.98%	-11.03%
米ドル受益証券	11.25%	-9.18%

当期の投資純利益は、百分率によるリターンを得るために、期末日と期首日のサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格（英文目論見書に準拠して計算されている。）の差額を、期首日の受益証券1口当たり純資産価格で除した金額を参照して算定された。

(3) 投資有価証券明細表等

「(1)貸借対照表」の財政状態計算書および注記5、9、10(g)(i)の項目を参照のこと。

IV. お知らせ

該当事項はありません。